

令和 8 年度山形県新規外国人就労者向け県産米提供事業実施要綱

(目的)

第 1 条 県内企業等が生産性向上や人手不足への対応のため、定着し中核を担う人材として採用する外国人材に対して県産米を提供し生活を支援することにより、県内定着を図るとともに、さらなる外国人材の受入れを促進する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象外国人労働者 本県で就労した外国人のうち、次に掲げるいずれかの在留資格を有する者
 - イ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の 2 に掲げる高度専門職
 - ロ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の 2 に掲げる技術・人文知識・国際業務
 - ハ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の 2 に掲げる特定技能 2 号

(受給事業者)

第 3 条 この事業において県産米の提供を受けることのできる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 山形県内に事務所・事業所を有する法人又は個人事業主
- (2) 山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していない者
- (3) 次のいずれにも該当しない者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ロ 暴力団員等（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - ハ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
 - ニ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
 - ホ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - ヘ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - ト その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの
 - チ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者

- リ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- ヌ 宗教団体又は政治団体に該当する者

（支給の対象）

第 4 条 この事業の対象外国人労働者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和 8 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に、本県内に所在する事業所において雇用契約に基づく就労を新たに開始した者
 - (2) 申請時において、県内の市町村において住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民登録を行っている者
 - (3) 現在の就労先において、就労開始日から 1 年以上従事する意思がある者
 - (4) 令和 8 年度山形県移住世帯向け食の支援事業による支援（県産米・味噌・醤油の提供）を受けていない者
- 2 前項第 1 号に規定する就労開始の日は、当該事業所において実際に勤務を開始した日とする。

（支給品）

第 5 条 この事業の支給品は次のとおりとし、事業者が一括して受領し、当該事業者が対象外国人労働者に配布するものとする。

品目	数量
米（つや姫）	5 キログラム

- 2 前項の支給品は、対象外国人労働者 1 人につき 1 回限り支給するものとする。

（支給の申請）

第 6 条 前条の規定による支給を受けようとする事業者は、令和 9 年 1 月 29 日までに、令和 8 年度山形県新規外国人就労者向け県産米提供申請書（様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、県が提供する電子申請サービス「やまがた e 申請」を使用して支給申請書情報を入力することとする。
- 3 申請は、対象外国人労働者本人の同意を得て行うものとする。

（支給決定の通知）

第 7 条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、支給の決定又は不支給の決定を行い、当該申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の決定を行うに当たり必要があると認めるときは、申請者に対し、追加の書類の提出を求めることができる。

（支給）

第 8 条 知事は、前条の規定による支給の決定を行った場合は、令和 8 年 10 月以降、遅滞なく支給を行うものとする。

2 前項の支給を受けた事業者は、速やかに対象外国人労働者に支給品を配布し、当該対象外国人労働者から受領書（様式第2号別紙）を徴した上で、受領報告書（様式第2号）により、別に定める期限までに、知事に提出しなければならない。

（支給決定の取消）

第9条 知事は、支給決定を受けた者が次の各号に該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により、支給の決定を受けたとき。
- (2) 支給決定を受けた者の長期不在等により、支給品の配送が完了せず、かつ、相当期間を定めて連絡又は受領の意思確認を行ってもなお受領されないとき。
- (3) その他知事が不相当と認めたとき。

（支給経費相当額の納付）

第10条 知事は、支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、第8条の規定による支給品が既に支給されているときは、期限を定めて、当該支給に要した経費に相当する金額の納付を命ずることができる。

附 則

この要綱は、令和8年8月20日から施行する。

令和 8 年度山形県新規外国人就労者向け県産米提供申請書

(あて先) 山形県知事

申請日

令和 8 年度山形県新規外国人就労者向け県産米提供事業における県産米の提供を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 申請者	名 称		代表者名	
	住 所	〒	担当者名	
	電話番号		担当者メールアドレス	

2 対象者	フリガナ			生年月日	
	氏 名			性 別	
	住 所	〒		出身国	
	就労開始日			転入日	山形県内に住所を有した日 (住民票上の転入日)
	在留資格※	☐ 高度専門職 ☐ 技術・人文知識・国際業務 ☐ 特定技能 2 号 ()			
※ 在留カードに記載されている在留資格を選択してください。					

確認事項

次の内容について同意します。

- ・ 本申請の申請者は、実施要綱第 3 条各号のいずれにも該当します。
- ・ 対象外国人労働者が、現在の就労先において、就労開始日から 1 年以上従事する意思があることを確認しました。
- ・ 対象外国人労働者が、令和 8 年度山形県移住世帯向け食の支援事業による支援（県産米・味噌・醤油の提供）を受けていないことを確認しました。
- ・ この申請書に記載した情報を、山形県から委託を受けて米の配送手続きを行う業者に提供されることを確認しました。

申請者 代表者氏名

留意事項

本事業への申請にあたり以下の点にご留意ください。

- ① 申請期限は、**令和 9 年 1 月 2 9 日（金）まで**です。
- ② **特定技能 1 号、外国人技能実習制度における技能実習生は本事業の支援対象外**となります。
- ③ 申請内容に疑義があった場合に、山形県が関係者に対して本申請の内容について調査することがあります。
- ④ 申請内容に虚偽や不正等が判明した場合に、当該支給に要した経費に相当する金額の納付を求めることがあります。

山形県知事 殿

所在地

名称又は氏名

代表者職氏名

受 領 報 告 書

標記の件について、令和 8 年度山形県新規外国人就労者向け県産米提供事業実施要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、関係書類を添付し提出します。

対象外国人労働者

受領者氏名 1	
生年月日（西暦）	年 月 日
在留資格	

受領者氏名 2	
生年月日（西暦）	年 月 日
在留資格	

受領者氏名 3	
生年月日（西暦）	年 月 日
在留資格	

受領者氏名 4	
生年月日（西暦）	年 月 日
在留資格	

受領者氏名 5	
生年月日（西暦）	年 月 日
在留資格	

※提出の際は、様式第 2 号別紙を添付してください。

様式第 2 号別紙

山形県知事 殿

受 領 書

私は、次の支給品を受領しました。

受領者 1

受領品	受領日	署名
米（つや姫） 5 キログラム	年 月 日	

受領者 2

受領品	受領日	署名
米（つや姫） 5 キログラム	年 月 日	

受領者 3

受領品	受領日	署名
米（つや姫） 5 キログラム	年 月 日	

受領者 4

受領品	受領日	署名
米（つや姫） 5 キログラム	年 月 日	

受領者 5

受領品	受領日	署名
米（つや姫） 5 キログラム	年 月 日	

事業者確認

上記のとおり配布したことを確認しました。

担当者職名	
担当者氏名	